

事 務 連 絡

平成 25 年 5 月 31 日

障害福祉サービス事業所 御中

指定計画相談支援事業所 御中

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

就労継続支援 B 型事業の利用に係る取扱いについて

日頃より、本市障害福祉事業施策に多大なる御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、就労継続支援 B 型の利用に係る経過措置の取扱いについては、「障害者自立支援法にも基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 25 年 3 月 29 日付障発 0329 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により平成 26 年度末（平成 27 年 3 月末）まで延長されたところです。

その際、就労継続支援 B 型事業の利用の適否の判断に当たって、これまでの取扱いと異なり、協議会等からの意見を徴すること等により判断する取扱いとされております。

つきましては、必ず事前に区役所に相談を行っていただきますようお願いいたします。  
また、支給決定までに一定期間を要する場合がありますので、各事業所におかれましては十分御留意いただきますようお願いいたします。

（参考）

平成 25 年 4 月 4 日付障発 0404 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「平成 25 年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い及び就労継続 B 型事業の利用に係る経過措置等について」

障障発0404第1号  
平成25年4月4日

都道府県 }  
各 指定都市 } 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市 }

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

平成25年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの  
取扱い及び就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置等について

障害保健福祉行政の推進については、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成25年3月29日障発0329第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等にて、就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置等について一部お示ししたところであるが、その具体的な取扱い及び就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い等については下記のとおりとすることとしたので、御了知の上、貴管内市町村、事業所等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いしたい。

## 記

### 第1 就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント体制の整備について

#### 1 基本的考え方

特別支援学校卒業生等の就労系障害福祉サービスの利用に当たっては、まずは就労移行支援事業を利用（アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可）し、一般就労が可能かどうか見極めていただいた上で、それが困難であると認められる場合に就労継続支援B型事業を利用することを原則としているところである。また、特別支援学校の在学中に当該暫定支給決定を行い、卒業と

同時に就労継続支援B型事業が利用できるよう推奨してきているが、当該アセスメントの体制が未だ十分でない状況である。

今後は、必要に応じて、就労移行支援事業所に加えて、障害者就業・生活支援センターも活用したアセスメントの体制整備を図るものとし、遅くとも相談支援体制が拡充される平成26年度末（平成27年3月末）までには、体制が整うようお願いしたい。

## 2 具体的な取組

就労移行支援事業所がない等により適切にアセスメントが行えない地域において、既存の枠組を活用することでアセスメントが実施可能となる場合もあることから、具体的な取組方法を下記の第2としてお示しするので、適切なアセスメントを行えない現状にある地域においては、これらの取組につき検討を行い、実施が可能な地域ではできるだけ早期に対応をいただくようお願いしたい。

また、就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置の取扱いについては、今般、一定の要件を加えた上で平成26年度末（平成27年3月末）まで経過措置を延長することとしたところであるが、その具体的な取扱いを下記の第3としてお示しするので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。

## 3 アセスメント体制整備に関する市町村との調整について

アセスメント準備期間中において、市町村はアセスメント体制を整備するに際して、就労移行支援事業所や、障害者就業・生活支援センターのアセスメントの見通しについて、調整を行うこととされたい。

## 第2 障害者就業・生活支援センターを活用したアセスメントについて

### 1 就労系事業の利用に係るアセスメントにおける平成25年度以降に対応可能な事項

アセスメントについて、一般就労における支援ノウハウを有し、かつ障害保健福祉圏域にほぼ設置されている障害者就業・生活支援センターを活用することは障害者の将来的な一般就労の可能性を見いだす上で有効であり、地域に就労移行支援事業所がない等の理由でアセスメントを適切に行うことが困難な地域においては、以下のいずれかの対応について検討されたい。なお、(1)の対応が可能な地域にあっては、できる限り(1)の対応を図られたい。

(1) 障害者就業・生活支援センターが同一法人内の就労移行支援事業所の従たる事業所としてアセスメントを行う体制

① 具体的方法

障害者就業・生活支援センターを運営する法人の同一法人内に就労移行支援事業所を有する場合に、障害者就業・生活支援センターが就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受ける。これにより、当該障害者就業・生活支援センターが担当する障害保健福祉圏域内のアセスメントを行うことが可能となる。

## ② 留意事項

障害者就業・生活支援センターは当該障害保健福祉圏域内の市町村と調整の上、市町村より依頼されるアセスメント数の見通しに応じて就労移行支援事業の従たる事業所としてのアセスメント担当職員を配置すること。なお、当該職員等に係る経費は障害者就業・生活支援センターの業務ではなく、就労移行支援事業の従たる事業所としての業務であるため、障害者就業・生活支援センター事業費と明確に経理等を区分するよう留意されたい。

## ③ 就労移行支援体制加算の算定について

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 25 年 3 月 29 日付障発 0329 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、就労移行支援事業所において、暫定支給決定により就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行った後、一般就労した者については、当該加算の算定の対象に含まないものとする。

## (2) 障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が連携してアセスメントを行う体制

### ① 具体的方法

上記（1）の対応が困難な場合であって、障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が、可能な範囲で障害者就業・生活支援センターの助言を得ることができる連携体制を整えるとともに、当該障害者就業・生活支援センターが担当する障害保健福祉圏域内のアセスメントについては、就労移行支援事業所の通常の事業の実施地域を超える場合でも、積極的に受入を行う。

### ② 留意事項

ア 基本的には、上記（1）の対応が困難である場合の措置である。このため、この体制によりアセスメントを実施する就労移行支援事業所は、同一法人内にある障害者就業・生活支援センターを想定しており、同センターの業務の支障にならない範囲でアセスメントに係る助言を得ることとさ

りたい。また、(1)の対応が可能となった場合には、速やかに移行することが望ましい。

イ この体制によりアセスメントを実施する就労移行支援事業所は、障害保健福祉圏域内の市町村と、十分連携を図りたい。

### 第3 就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置の取扱いについて

#### 1 経過措置の取扱い

##### (1) 具体的事項

就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置の取扱いについては、今般、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成25年3月29日付障発0329第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、平成26年度末(平成27年3月末)まで延長することとしたところである。

その際、就労継続支援B型事業の利用の適否の判断に当たっては、これまでの取扱いと異なり、協議会等からの意見を徴すること等により判断する取扱いとしたところであり、留意が必要である。

##### (2) 留意事項

- ① 平成25年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係る経過措置における「協議会等からの意見を徴すること等」とは、協議会(就労部会)、市区町村審査会、その他就労に関する知見を有する機関が参画する会議等において、市町村が就労系障害福祉サービスの利用に係る個別の事案ごとの意見を徴することをいう。なお、当該会議については、各市町村の実情により、既存の会議を活用いただいて差し支えない。
- ② 当該会議においては、例えば以下のような資料を用いて個別の事案について検討するものとする。
  - ・ 就労支援機関や相談機関などが行った既存のアセスメント結果
  - ・ 特別支援学校による進路指導や職場実習結果等の情報

#### 2 上記1による場合の更新時の対応

「介護給付費等の支給決定等について」等の一部改正について(平成25年3月29日付障発第0329第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、上記1の経過措置の取扱いにより、就労継続支援B型事業の利用を開始した者については、当該支給決定の更新時に、相談支援事業所と連携し、就労移行支援事業所(障害者就業・生活支援センターが就労移行支援事業所の従たる事業所

の指定を受け、アセスメントを行う場合を含む。)においてアセスメントを実施することとする。

なお、平成 27 年度以降の相談支援事業者との連携については、今後検討することとしている。

#### 第 4 その他留意事項

##### 1 障害者就業・生活支援センターモデル事業による成果物について

就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントについては、障害者就業・生活支援センターモデル事業の実施により、アセスメント票やマニュアルの作成等に取り組んでいるところであり、完成次第、随時お示しすることとしているので、就労移行支援事業所等において御活用いただけるよう、管内市町村及び事業所等へ周知を図っていただきたい。

##### 2 ネットワーク構築のための補助事業の活用について

平成 24 年度までの障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策のうち「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」及び「就労支援ネットワーク強化・充実事業」についてはアセスメントのための連携、ネットワーク体制の構築に当たって活用いただいていたところであるが、平成 25 年度予算案においては、地域生活支援事業のうち、【就業・就労支援】「その他就業・就労支援」において実施可能であるので、ネットワーク構築が不十分な地域における各都道府県及び市町村におかれては、就労に関する知見を有する関係機関や特別支援学校等との連携づくりのため、積極的な活用を御検討いただきたい。